## 議案第2号

北名古屋市地域公共交通会議の役員の選出について

北名古屋市地域公共交通会議設置規約第4条の規定に基づき、役員の選出を求めます。

会長(1名)は委員の互選により定め、副会長(1名)及び監事(2名)は、会長の指名により定めます。

令和5年10月16日提出

北名古屋市地域公共交通会議参事桑原邦匡 (事務局提案)

## 北名古屋市地域公共交通会議役員名簿

職名	氏 名
会 長	
副会長 (職務代理者)	
監事	

参考:北名古屋市地域公共交通会議規約より抜粋

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長及び監事は、会長の指名によりこれを定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。